

岡山市 高齢者虐待防止ガイドライン

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課
岡山市ふれあい公社地域包括支援課

令和8年3月

はじめに

「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行されてから、15年以上が経過しました。

この法律では、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行うため、市町村や国、国民等に対する責務が規定されています。

本市では、地域包括支援センター（以下「包括」という。）をはじめ、関係課・関係機関が連携しながら、虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいるところです。しかし、在宅で起こる虐待事例は多様で複合的な要因が複雑に絡み合っており、安全を最優先としつつ、迅速かつ慎重な対応が求められます。

本ガイドラインは、高齢者虐待防止法に基づき適切に対応するために、関係機関の役割を明確にし、市と包括が共通して一貫性のある対応を行うための運用の手引きです。

この度、国のマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和7年3月改訂）を受け、令和元年7月に策定した本市の高齢者虐待防止ガイドラインを改訂するものです。

令和8年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課
岡山市ふれあい公社地域包括支援課

目 次

第1章 高齢者虐待とは

- 1 高齢者虐待防止法の成立 … 1
- 2 高齢者虐待防止法による定義 … 1
- 3 発生の要因と未然防止 … 4
- 4 早期発見のための取組 … 5

第2章 具体的な対応

- 1 虐待対応にあたっての留意点 … 6
- 2 養護者による高齢者虐待対応の手順 … 7
- 3 具体的な対応 … 8
 - (1) 相談・通報時の対応 … 8
 - (2) 事実確認 … 9
 - (3) 個人情報保護と守秘義務 … 12
 - (4) 虐待の有無と緊急性の判断 … 13
 - (5) 立入調査 … 16
 - (6) やむを得ない事由による措置 … 19
 - (7) 対応と支援の検討 … 21
- 4 成年後見制度及び日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の活用 … 22

第3章 関係機関の役割

- 1 市の役割 … 25
- 2 地域包括支援センターの役割 … 25
- 3 介護支援専門員の役割 … 27
- 4 介護サービス事業所の役割 … 28

第4章 専門機関及び関係団体との連携

- 1 高齢者虐待防止アドバイザー契約 … 29
- 2 岡山市高齢者虐待防止連絡会 … 30

<資料>

- ・岡山市高齢者虐待防止連絡会議設置要綱 … 31
- ・岡山市高齢者虐待対応フローチャート … 32
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 … 33
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 … 47

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待防止法の成立

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）は平成18年4月1日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

2 高齢者虐待防止法による定義

(1) 「高齢者」

65歳以上の者と定義しています。

(2) 「高齢者虐待」

「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

※このガイドラインでは、「養護者による高齢者虐待」について記述します。

(3) 「養護者による高齢者虐待」

「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものと」されており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者を世話している家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています。

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による高齢者虐待類型（例）

区分	具体的な例
身体的虐待	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1） など <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など <p>④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する屈辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
性的虐待	<p>○本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
経済的虐待 (※3)	<p>○本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2)本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3)経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

3 発生の要因と未然防止

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っ起こります。

リスク要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者、家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待のリスク要因の例

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物的 的要因	<ul style="list-style-type: none"> ●加齢や怪我によるADL(日常生活自立度)の低下 ●疾病・障害がある ●要介護状態 ●認知症の発症・悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護負担による心身、経済的なストレス ●養護者自身の疾病・障害 ●依存症（アルコール・ギャンブル等） 	
心理的 的要因	<ul style="list-style-type: none"> ●パワレス状態（無気力状態） ●判断力の低下、金銭の管理、能力の低下 ●養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ●パワレス状態（無気力状態） ●性格的な偏り 	<ul style="list-style-type: none"> ●親族関係の悪さ、孤立 ●家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ●介護の押し付け
社会的 的要因	<ul style="list-style-type: none"> ●言語コミュニケーション機能の低下 ●過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ●公的付与や手当等の手続きができていない ●介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護や家事に慣れていない ●収入不安定、無職 ●金銭の管理能力がない ●借金・浪費癖がある ●公的付与や手当等の手続きができていない ●介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ●高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ●相談者がいない ●認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ●親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ●暴力の世代間・家族間連鎖 ●家屋の老朽化・不衛生 ●近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ●人通りの少ない環境 ●地域特有の風習・ならわし ●高齢者に対する差別意識 ●認知症や疾病、傷害に対する偏見

4 早期発見のための取組

虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、また虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実を訴えにくく、家庭内における高齢者虐待は発見しにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や町内会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気付くことが大切です。

(1) 通報（努力）義務の周知

高齢者虐待を防止するには、市民や関係機関等に通報（努力）義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはいけないとされており、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

(2) 高齢者虐待・養護者支援に関する対応窓口の周知徹底

岡山市では、地域包括支援センターが高齢者虐待防止・養護者支援に関する窓口であり、市民にわかりやすく周知徹底します。

第2章 具体的な対応

1 虐待対応にあたっての留意点

(1) 常に迅速な対応を意識

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には高齢者の安全確認、通報等の事実確認など迅速な対応が必要です。

(2) 客観的に判断

高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問わず、客観的に高齢者の権利が侵害されているかどうかを考えます。

(3) 高齢者の安全確保を最優先

高齢者虐待に関する通報の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられます。高齢者の安全確保を最優先に対応します。

(4) 必ず組織的に対応

虐待は、高齢者や養護者の過去の人間関係や疾病、複雑な家庭など様々な要因が絡み合って発生していることが多いため、一人での判断や対応は困難であり、かつ大変危険なことです。

適切に判断すること、客観性を確保することや担当者一人への過度の負担を避けるためには、必ず各機関が連携したうえで複数の職員で対応することが必要です。

(5) 高齢者・養護者とも支援

虐待者を虐待の加害者と捉えがちとなりますが、長時間に及ぶ介護疲れによるストレスや、介護や疾病に関する知識不足などの要因から虐待につながっている場合もあります。

その家族が抱えている問題を十分アセスメントして、高齢者と養護者ともに支援することが大切となります。

(6) プライバシーへの十分な配慮

相談や調査内容は、家族関係の複雑なものが多く、本人及び家族も他人に知られたくないと思っています。

ケース検討会議や情報交換を行う際には、プライバシーに十分配慮し、関係者には守秘義務を徹底する必要があります。

(7) 関係機関と連携し援助

虐待には様々なケースがあり、また、その発生には様々な要因が複雑に絡み合っているため、単独機関で解決できない場合も多く、他機関との連携が重要です。

(8) 記録を残す

虐待対応では、発言内容や状態・行動・態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。

高齢者虐待の対応は、組織的に対応状況を共有する必要があります。

対応いかんによっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

2 養護者による高齢者虐待対応の手順

高齢者虐待においては、目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら対応を実施することが重要です。

○ 初動期段階

- ・初動期段階では、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保が目的となります。
- ・初動期段階とは、高齢者虐待を疑われる相談・通報・届出を受け付けた後、虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価までの流れを指します。

○ 対応段階

- ・対応段階では、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保を常に意識しながら、高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。
- ・対応段階とは、虐待があると判断した事案に対して「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応方針・計画(案)の作成→ケース会議（虐待対応方針・計画案の協議・決定）→対応方針・計画の実施→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応方針・計画の見直し～終結」という循環を繰り返す流れを指します。

○ 終結段階

- ・虐待対応の終結は、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。
- ・同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのを見極める必要があります。
- ・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応(虐待対応を

除く)や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

3 具体的な対応

(1) 相談・通報時の対応

<高齢者虐待防止法>

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

ア 情報の集約

高齢者虐待の通報や相談は、地域包括支援センターや地域包括ケア推進課以外に、福祉事務所や保健センターにも通報や相談が寄せられる場合があります。その場合にも、寄せられた高齢者虐待の通報や相談についての情報は各地域包括支援センターに集約されます。

イ 情報収集と主訴の明確化

○情報収集

相談を受ける場合、5W1Hを意識した聞き取りを心がけ、的確な情報を集めることが大切です。

○主訴の明確化

虐待だということでも相談者が来ても、よく話を聞くと違う問題であったり、また虐待の相談でなくても担当者が虐待だと感じることもあります。相談者の主訴と担当者の捉える問題とは必ずしも一致するとは限らないため、受け手側は話の内容をイメージしながら、相談の主旨を明確にしていくことが必要です。

相談者の訴えをよく聞くことにより、相談者が何を問題にしているかを明確にすることができます。そして、相談者に相談内容についてわかりやすくかみくだいてフィードバックし確認をします。

ウ 高齢者相談票の作成

高齢者虐待に関する相談や通報を受けた職員は、高齢者相談票に記入し、これに基づ

いて虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り詳細な情報を記録しておきます。

(2) 事実確認

＜高齢者虐待防止法＞

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

ア 事実確認の必要性及び重要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります。

事実確認にあたっては、虐待を受けている高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみならず、将来起こりうる状況を予見しやすく、今後の支援方針を検討する上で必要となる高齢者や養護者等の家族状況についても全体的に把握することが重要です。

事実確認については、訪問面接による確認の他、関係機関や関係者から情報収集し、高齢者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

また、事実確認による正確な情報把握は非常に重要になります。

事実確認が不十分で正確な情報が把握できないまま、相談者や通報者のみの一方的な情報だけで対応したため、対応が長引いてしまったり、うまくいかなかったりするケースもありますので注意しましょう。

イ 把握・確認すべき事項

- ① 虐待の種類や程度、緊急性
- ② 虐待の事実と経過
- ③ 高齢者の安全確認と身体、精神、生活状況等の把握

・安全確認

関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。

特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。

・身体状況

傷害部位及びその状況を具体的に記録する。

慢性疾患等の有無や通院医療機関、介護サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。

- ・精神状態
虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。
- ・生活環境
高齢者が生活している居住等の生活環境を記録する。
- ④ 高齢者と養護者等の関係の把握
 - ・法的関係等
戸籍謄本による法的関係、住民票による居住、同居家族の把握、所得情報等
 - ・人間関係
高齢者と養護者、家族等の人間関係を全体的に把握（関わり方等）
- ⑤ 養護者や同居人に関する情報の把握
年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待行為に関する情報など
- ⑥ その他
民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関係機関等から、これまでの生活状況、関係機関等や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況などを把握する。

※ 高齢者が重傷を負った場合や、高齢者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等があった高齢者や養護者、家族の状況を確認するため、福祉事務所、保健センターなど市の関係部署や民生委員などの地域組織、医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者及び警察などからできるだけ多面的に情報を収集します。

○他機関から情報収集する際の留意点

高齢者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために、関係機関から必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要で、以下の点について留意が必要です。

- ② 秘密保持、詳細な情報を入手するため、訪問面接を原則とします（緊急時を除く）。
- ② 関係機関等に訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、複数の職員による同行を原則とします。
- ③ 場合によっては、高齢者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外規定に該当する旨を説明します。
- ④ ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保証することが必要です。

- ⑤ 情報を収集した際には、その情報を養護者にどこまで伝達するか、その範囲を確認しておかなければなりません。

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則とし高齢者の自宅を訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。

しかし、訪問による面接調査は、養護者、家族等や高齢者にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、一旦拒否された場合は、その後の支援を受け入れなくなるおそれもあります。さらに、事前に得られた情報から調査員の訪問が受け入れられにくい（信頼関係が築きにくい）ことが予想されるような場合もあります。

このような場合は、高齢者本人や養護者、家族等との関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集やサービス利用を進めるなどの策を講じるなど、継続的に関わりながら徐々に信頼関係の構築を図ることが必要となります。

○訪問調査を行う際の留意点

① 信頼関係の構築

高齢者や養護者と信頼関係を構築することは、その後の支援にも大きく関わる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている高齢者ととも養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数職員による訪問

訪問調査を行う場合には、複数の職員で行います。以下の利点があります。

- ・複数のほうが客観性が高い。
- ・一人では、見落としを含め虐待内容の見極めが難しい。
- ・状況によっては職員本人にも危険が及ぶ場合がある。

③ 医療職の立会い

通報等の内容から高齢者への医療の必要性が疑われる場合には、訪問した時に的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職（医師、保健師等）が訪問時に立会うことが望まれます。

④ 高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、高齢者及び養護者に対して、担当職員の職務や調査する内容と必要性など十分に説明し理解を得ることが重要です。

⑤ 高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵害することがないように十分な配慮が必要です。

⑥ 調査時の柔軟な対応

養護者自身が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。

一方で、虐待が深刻で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合は、養護者の行為を焦点化し、その危険性を伝え、高齢者の安全確保のための方策についての対話が必要となる場面も生じます。その際は、支援の見通しを踏まえたうえで、関係機関との協議の上で対応することが求められます。

⑦ 調査の継続性

調査を実施して高齢者の安全や事実確認を行った後も、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

⑧ その他

- ・本人と虐待者とは別々に対応する。
- ・通報の情報は、あくまでも参考として、先入観を持たないで対応する。

(3) 個人情報の保護と守秘義務

ア 個人情報の保護について

<個人情報の保護に関する法律>

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1 (略)

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 (略)

4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を第三者に提供してはならないことが義務づけられていますが、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供をすることを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を挙げています。

高齢者虐待の事例については、例外規定に該当する場合もあると考えられます。

イ 高齢者虐待防止法における守秘義務について

<高齢者虐待防止法>

第8条（略） 当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第17条（略）

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3（略） 当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

高齢者虐待防止法において規定されている守秘義務については次のとおりです。

- ① 通報又は届出を受けた市町村等の職員は、通報者や届出者が特定される情報について漏らしてはいけません。
- ② 事務を委託された機関の役員・職員に対しても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされているとともに、通報又は届出を受けた場合には、通報者や届出者が特定される情報について漏らしてはならないとされています。
- ③ 職務上、守秘義務が課せられている者であっても、高齢者虐待に関して通報することについては、秘密漏洩罪や守秘義務規定の適用がありません。

（4）虐待の有無と緊急性の判断

ア 虐待の有無の判断

事実確認や収集された情報から市で虐待の有無を判断します。

① ケース会議

訪問調査などによる事実確認によって高齢者や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています。

○高齢者虐待の通報等を受けた際に速やかに実施します。

○事実確認や収集された情報をもとに虐待の有無を判断します。

○事例に対して協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。

なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、高齢者がどのような支援や生活を望んでいるか、本人の意思を確認し、本人の意向を尊重することも重要です。

○支援対応中は、関係機関等と情報共有や支援方針の確認や見直しを行います。

② 高齢者虐待防止アドバイザー会議

高齢者虐待防止アドバイザー会議は、高齢者虐待に対する対応策の中核をなすもので、情報収集と事実確認をもとに虐待の有無を判定します。関係機関と共通の認識をもち、「援助方針」、「支援内容」、「関係機関の役割の明確化」、「主担当者の決定」、「連絡体制」などを協議し、決定します。

高齢者虐待防止アドバイザー等の専門家の意見を聞きながら援助内容などを協議します。

(高齢者虐待防止アドバイザー会議のメンバー)

地域包括支援センター、高齢者虐待防止アドバイザー、地域包括ケア推進課、福祉事務所、保健センターで構成されます。必要に応じて介護支援専門員、介護福祉士、通所介護・短期入所生活介護など在宅サービスの提供者、かかりつけ医、精神科医、民生委員、警察署員、社会福祉協議会などのメンバーが参加します。

イ 緊急性の判断

虐待対応において、緊急性があるか否かの判断を誤ると大変な事態に発展する可能性があります。

○緊急性が高いと判断できる例

① 暴力等による骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなど生命が危険な状態

② ネグレクトによる重度の低栄養、脱水症状、肺炎等

③ 頭部や顔面の打撃、首締め、揺さぶり、戸外放置等生命に対する危険な行為が行われている場合。

④ 著しい暴言や拒絶的な態度により、高齢者の人格や精神状況に著しい歪みが生じている場合。

⑤ 高齢者が強く保護救済を求めている場合。

⑥ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている場合。

⑦ 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入が困難である場合。

その他、医療の必要性、分離の必要性、養護者の心身状況、事件性がないかなど総合的に判断します。

○緊急性が高いと判断した場合

高齢者自身の生命や身体に重大な危険があるかどうか判断し、緊急性が高いと判断した場合は、本人の身体を確保するなど、迅速かつ適切な介入が必要です。

通報などから緊急性があると判断される事例では、現場対応、関係機関からの情報収集、措置の段取り、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。

状況に応じて警察への連絡、市職員による立入調査や警察署長への援助要請、救急車の手配、医療機関への連絡、また特別養護老人ホームへの入所措置などを行います。

いずれにしても、対応が遅れれば生命に関わる場合もあるので、高齢者の安全の確認、保護を優先し、人命最優先の対応が必要です。

① コアメンバー会議

緊急性が高いと判断した場合、コアメンバー会議を開催し、立入調査実施などの対応の方針を決定します。コアメンバー会議は、地域包括ケア推進課職員、地域包括支援センター職員、関係課職員等で構成します。

(5) 立入調査

＜高齢者虐待防止法＞

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の4第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係書の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立ち入り調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは、虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

高齢者の安否が確認できず、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じていると強く懸念される場合には、立入調査権の発動を検討する必要があります。

立入調査を実施できるのは、市町村及び直営の地域包括支援センター職員に限られています。岡山市の場合、委託している地域包括支援センター職員には立入調査の権限がないため、市職員と同行します。

また、調査時には身分証明書を携帯しなければなりません。

なお、正当な理由がなく、立入調査を拒否したり、妨害した者には、30万円以下の刑事罰が科せられます。

ア 立入調査の制約

立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではありません。例えば、養護者等が立ち入り調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

立ち入り調査を執行するためには、あらかじめ準備を綿密に行うことが必要です。(例

えば、管理人に合鍵を借りる、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させるなど。)

イ 立入調査の要否の判断

市町村や関係者からのアプローチ、親族・知人・近隣住民等を介することにより養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるような場合は、立入調査権の発動を検討する必要があります。

ウ 立入調査が必要と判断される状況の例

- ① 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断される場合。
- ② 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態がある場合。
- ③ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される場合。
- ④ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにも関わらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始している場合。
- ⑤ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできない場合。
- ⑥ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているような場合。
- ⑦ 入所施設から無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるような場合。
- ⑧ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にある場合。
- ⑨ 家族全体が閉鎖的で、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態把握が必要と判断されるような場合。
- ⑩ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難である場合。

エ 立入調査時の対応と留意点

① 立入調査の執行手順

- ・立入調査には事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておく必要があります。予測される事態に備え、調査にあたる職員が複数で対応します。

- ・当該高齢者の心身の状態によっては、入院や一時保護の必要性を的確に診断することができる医療職（医師、保健師等）の同行も必要になります。
- また、養護者に精神的な疾患が疑われる場合には、保健センター職員等の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要もあります。
- ・養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立ち会いを求めることも有効な場合があります。

② 立入調査の対応及び判断

立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、「調査目的」「確認項目」「立入調査理由」を冷静に誠意をもって説明することが大切です。

立入調査の際、「高齢者の心身状態（同行の医療職による診断的チェック）」「養護者の態度」「室内の様子など生活環境（極めて不衛生・乱雑であるなどの要因があれば写真撮影など記録）」などから総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい時には、緊急入院等の保護をしなければならないことを伝え、保護に踏み切る必要があります。

オ 立入調査における警察との連携

<高齢者虐待防止法>

（警察署長に対する援助要請等）

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

高齢者虐待防止法では、警察への援助要請等についての規定が設けられ、当該高齢者の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に警察署長に対し援助を求めなければならないとされています。

養護者から物理的その他の手段により抵抗を受けるおそれがある場合や現に当該高齢者が虐待されているおそれのある場合などであって、市町村職員だけでは職務を執行することが困難である場合には、立入調査に際して、所轄の警察署長に援助を依頼することができます。

援助依頼の際には、緊急の場合を除き、市町村長から警察署長に対して、事例の概要や

援助の必要性などを記載した「高齢者虐待事案に係る援助依頼書」で援助を依頼し、所轄警察署の生活安全課と事前協議をするようにします。

(6) やむを得ない事由による措置

ア やむを得ない事由による措置

保護・分離のひとつとして、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」があります。

通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、高齢者に対する養護者による虐待の防止及び高齢者の保護が図られるよう、特別養護老人ホームへの措置入所等を講じることができます。

「やむを得ない事由による措置」とは「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを受けさせることができるというものです。

高齢者が同意していれば、家族の反対があっても措置することは可能です。

また、本人の同意が得られない場合でも、措置されることについて認知症等により判断能力が不十分な場合は、措置することは可能です。

イ 措置後の支援

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置等」によって高齢者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。

年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合は、口座の凍結について相談するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

また、本人が認知症などで判断能力が減退しているなどの場合には、必要に応じて成年後見制度の利用の手続きを進めます。

ウ 措置の終了

「やむを得ない事由による措置」によって施設に一時入所した高齢者の措置を廃止する例としては、次のような場合があります。

○家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合。

○契約入所になる場合

成年後見制度等により、高齢者を代理する成年後見人等によって施設入所に関する契約が可能になった場合など。

エ 面会の制限

<高齢者虐待防止法>

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置と養護委託による措置が採られた場合、市町村長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者と養護者の面会を制限することができます。

○面会要望に対する基本的な対応

面会の可否の判断は、高齢者の安全を最優先にケース会議等で判断します。

高齢者の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、ケース会議等で面会の可否の判断は、高齢者の安全を最優先にします。

また、面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要となり、処分の対象者である高齢者及び養護者に対して原則事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります。

なお、面会制限を実施する場合は、高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示す必要があります。

○施設側の対応について

養介護施設の長も面会を制限することができますが、その際には施設単独での判断は避け、事前に市と協議を行います。

○契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、やむを得ない事由による措置等の措置ではなく、契約による施設入所や入院した場合には、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。

しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、事前に施設や病院と養護者への対応をどのようにするか協議しておく必要があります。

(7) 対応と支援の検討

ア 高齢者虐待防止アドバイザー会議等の結果をもとに関係機関や関係者による支援を行います。

① 継続的な見守りと予防的な支援

高齢者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

② ケアプランの見直し（介護保険サービスの活用）

高齢者に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレス軽減を図ることを目的に介護保険サービス等を導入します。

ケアプランを見直すことで、養護者を巻き込みながら状況の改善を図ります。

③ 社会資源の活用による支援

権利擁護事業等の活用により支援を行います。

④ 介護技術等の情報提供

養護者に適切な介護に関する知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

④ 問題に応じた専門機関による支援

養護者や家族に障害等があるにも関わらず、必要な支援を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えている場合は、適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。高齢者や養護者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討します。

イ モニタリング

関係機関からの支援状況の確認や定期的な訪問等による情報をもとに高齢者や養護者の状況を確認し、情報の集約や共有を図ります。

ウ 支援の検討

収集した情報をもとに支援の評価や支援方針の修正等を行います。

エ 援助の終結

虐待対応の終結は、基本的には進捗会議において判断します。

虐待が解消されたこと及び高齢者が安心した生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断をします。

ただし、これは、虐待対応としての終結の目安であり、必要に応じて、権利擁護対応や介護保険サービス等の適切な利用ができるよう引継ぎを行います。

なお、明らかに虐待が解消されたと確認できた場合は、随時地域包括ケア推進課に報告し、終結とします。

4 成年後見制度及び日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の活用

＜高齢者虐待防止法＞

（成年後見制度の利用促進）

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

（1）成年後見制度の活用

虐待を受けている高齢者の権利を擁護する方法としては、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

成年後見制度は、判断能力が不十分な者を保護し支援するために有効です。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に対し、後見（保佐、補助）開始の審判申立てを行います。申立ては、原則本人、配偶者、4親等内の親族が行います。

しかし、虐待により親族の申し立てが望めないような場合は、市長が申し立てを行うことができます。

成年後見制度を利用する必要があっても申し立てを行うことができる親族等がいる場合など、市長申し立てが不要な時は、地域包括支援センターにおいて、同制度の利用につなげる支援を行うこととなります。

「やむを得ない事由による措置等」を実施した場合、その後、本人と介護保険事業者との間で利用契約を締結し、通常の介護サービスに移行することになります。

しかし、高齢者本人の判断能力が不十分で利用契約が結べない場合は、この成年後見制度を活用して成年後見人等が選任された時点で、本人に代わって利用契約を結び、「やむを得ない事由による措置等」は解除されます。

（2）日常生活自立支援事業の活用

社会福祉協議会では、判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を実施しています。

勝手に預貯金が引き出されるなどの経済的虐待への対応や予防に有効です。

《参考》 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

ア 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない状態にある人を保護し、支援する制度です。

法定後見人は、申し立てにより、家庭裁判所が選任します。

本人の判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助があります。

「後見」：判断能力が常に欠けている状態にある人

(例) 簡単な買い物も1人で行うことは難しく、後見人の援助が常時必要

「保佐」：判断能力が著しく不十分な人

(例) 簡単な買い物程度なら1人でもできるが、高額な買い物はできないので保佐人の援助が必要

「補助」：判断能力が不十分な人

(例) 高額な買い物も1人でできるかもしれないが、やや不安があり、補助人の援助があった方が安心である

○後見人等になる人

後見人は配偶者・親族に限らず、司法書士・弁護士・社会福祉士などの第三者からも選任されます。また、法人が成年後見人等になることもできます。

○後見人等の権限

成年後見人等には法的な権限として「代理権」、「同意権」、「取消権」が与えられ、本人を援助します。

「代理権」：本人に代わって、本人のために契約等を行う権限

「同意権」：本人が金銭を借り入れたり、遺産分割をするなど重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合には了承する権限

「取消権」：本人が保佐人等の同意を得ないで重要な法律行為を行った場合、その行為を無効なものとする権限

イ 任意後見制度

判断能力が十分な人が、将来、自分の判断能力が不十分になったときに備えて利用する制度で、自らが選んだ人（後の任意後見人）とあらかじめ任意後見契約を締結しておきます。任意後見契約は、公証人が作成する公正証書で結んでおき、後見人となるべき

者やその権限の内容が定められます。

《参考》 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう援助することが目的です。利用者と社会福祉協議会が利用契約を結んだ上で、生活支援員が訪問して支援を行います。

ア 対象

認知症高齢者の方、知的障害のある方、精神障害のある方などです。

イ サービスの内容

- ①福祉サービスが安心して利用できるようお手伝いします
 - ・福祉サービスについての情報提供や助言
 - ・福祉サービスを利用するときの手続きの事務補助
 - ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
- ②毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします
 - ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
 - ・医療費を支払う手続き
 - ・税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
- ③大切な書類や印鑑などを金庫でお預かりします
 - ・預貯金通帳
 - ・証書類（年金証書、権利証、契約書、保険証書など）
 - ・実印、銀行印など

ウ 利用料

①、②は1回1時間1,100円（30分毎550円追加）

③は年間5,000円

その他生活支援員の交通費は実費負担していただきます。

（生活支援員とは①、②のサービスを家庭訪問して行う人です）

①、②については、生活保護を受給中の方は無料です。

エ 相談窓口

岡山市社会福祉協議会

住所 岡山市北区鹿田町1-1-1（保健福祉会館7階）

電話 086-225-4051

第3章 関係機関の役割

1 市の役割

(1) ネットワークの整備

- ・高齢者虐待防止の関係機関でネットワークを構築し、連携協力体制を整備する。

(2) 適切な権限行使

- ・老人福祉法上の措置（緊急一時保護事業も含む）、成年後見の審判申立、高齢者虐待防止法に基づく立入調査を実施する。
- ・老人福祉法上の措置を採るため、若しくは高齢者が短期間養護を受けるために、必要な居室を確保する。

(3) 地域包括支援センターのバックアップ

- ・高齢者虐待対応における中核機関である地域包括支援センターをバックアップする。

(4) 情報の集約

- ・事例に関する情報を適切に集約する。
- ・情報を効率的に集約するためには、報告や協議をすべき事項や方法を明らかにしておく。

(5) 個人情報の保護とプライバシーの保護

- ・高齢者虐待に関する情報は個人情報であり、収集・利用する際には、市が定めた個人情報保護条例に基づいた運用をする。
- ・地域包括支援センターや、民間の介護保険サービス事業者等の関係機関における個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び厚生労働省の定めるガイドラインに従うことになる。これらの機関が入手した情報について守秘義務があることを徹底する。

2 地域包括支援センターの役割

地域における高齢者権利擁護の窓口として位置づけられる地域包括支援センターには、具体的には次のような役割が求められます。

(1) 地域における「顔の見える」ネットワークの構築と運営

- ・市の方針に従い、地域ごとに有効なネットワークを構築し、運用する。
- ・担当地域における地域資源を把握するため、サービス提供機関や専門相談機関のほか、ボランティア等の民間団体も把握するようにし、必要な地域資源がない場合は、その開発に取り組むようにする。
- ・支援を迅速に行うために、ネットワークの運用は「顔のみえる」連携作りを心がける。

(2) ネットワークの構成員に対する普及啓発活動

- ・高齢者虐待に関する共通理解を得て、早期発見や迅速な対応を可能にするためにも、構成員への継続的な啓発活動は必要であり、事業者連絡会、自治会、ボランティアグループなどと協力して勉強会を行なうことを通じて、虐待への気づきや、地域における見守り・支え合いについての認識を共有し、ネットワークの維持・向上を図るようにする。

(3) 総合相談窓口としてワンストップ機関となること

- ・高齢者虐待について相談・通報を受けた場合、その事例についてどのような対応が考えられるかを総合的に検討し、各関係機関との連携のもと、解決に当たっていくことになる。高齢者虐待の場合は、虐待者・被虐待者双方への支援が必要となることが多く、医療福祉その他の分野と連携した対応が必要となる。単に関係分野の機関につなげるだけではなく、その後の状況を確認し、常に適切な支援体制がとれているかを確認していくことが求められる。
- ・地域包括支援センターは相談や通報を受け止め、対応する一次窓口であると同時に、深刻な事例や多分野の連携を必要とする事例については、市に報告して、より適切な対応に導いていくことが重要な役割となる。

(4) 高齢者虐待への対応におけるコーディネート

- ・相談・通報・届出を受理した後、事実確認を行い、解決のための支援に結びつけていかなければならない。個々の事例にもよるが、実際に訪問や支援を行なうのは、介護支援専門員などネットワークの構成員である場合も考えられる。この場合は、支援者に助言を行ったり、適宜状況を確認し、再アセスメントを行うなど、事例全体の進行管理を行う。

(5) 介護支援専門員への支援（包括的・継続的ケアマネジメントの一環として）

- ・高齢者の生活における支援の要である介護支援専門員への支援は、高齢者虐待を防止する観点からも欠かせない重要なことであり、具体的には次のような業務が想定される。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの形成

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築し、孤立化を防いで情報・ノウハウを共有するよう支援する。

③ 日常的個別指導・相談業務

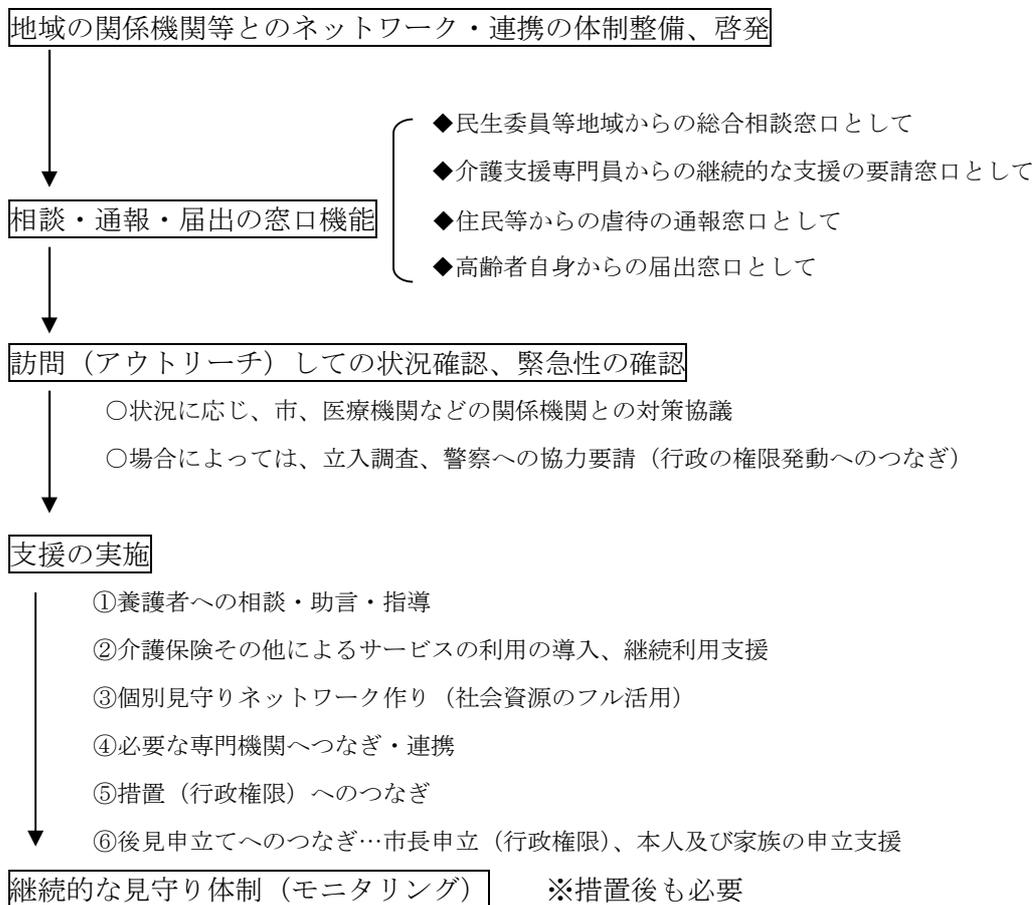
地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、日常業務の実施に関し、専門的見地から個別指導、相談への対応、事例検討会や研修の開催を行う。

④ 支援困難事例等への指導・助言

こうした事例については、必要な相談・助言を行いながら、協力して問題の解決に当たることは、介護支援専門員の専門性と対応力の向上に寄与するだけでなく、虐待についての共通理解を深めるためにも重要である。

以上のような取組を通して、虐待の防止、早期発見・早期対応につなげることが地域包括支援センターの役割といえます。

地域包括支援センターは、地域の総合相談支援、権利擁護、継続的ケアマネジメントの機関として以下の機能を果たします。



3 介護支援専門員の役割

- ・介護支援専門員は、介護保険の基本理念である「自立支援」を実現し、高齢者が介護が必要な状態になっても、その人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするために、大きな役割を担っている。
- ・高齢者虐待防止を含む権利擁護事業が、地域包括支援センターの業務として位置づけられているが、介護支援専門員には、利用者の生活を総合的に支援する責務がある。

- ・高齢者虐待への対応において介護支援専門員が果たす役割は、発見から支援の実施まで幅広いものであり、介護支援専門員は定期的に訪問することで高齢者本人や家族との信頼関係を構築しやすく、その日常的な活動が、高齢者虐待の予防や早期発見・早期対応に大きく寄与するものである。
- ・介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、関係するサービスの担当者等が日常的に意見を交換し、気づきを共有することにより、高齢者や家族の抱えている困難や虐待のリスク等をより詳細に把握し、適切なケアマネジメントをすることが可能となる。
- ・このような役割を十分認識しつつ、個々の職員が過大な負担を抱え込まずに対応を行うために、地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメントにおいて、適切な支援が行われることが大切である。

4 介護サービス事業所の役割

- ・実際に高齢者に介護サービスを提供している事業者については、高齢者虐待防止にかかる役割として次のようなことが考えられる。
- ・あざなど身体的な徴候、高齢者の言動や家族の様子を通じて、虐待の疑いを持ったときは、速やかに介護支援専門員に連絡し、相談窓口につなぐことが必要。このとき、高齢者や家族と話す機会の中で得られた情報があれば、できるだけ具体的に伝える。
- ・サービス提供の際の声かけや見守りを通じた高齢者の精神的安定や、家族の負担軽減は、虐待の予防や解決に役立つ。
- ・支援の過程における高齢者の状況変化などについては、介護支援専門員に報告し、支援方針の変更につなげる。
- ・サービス担当者会議などケースカンファレンスには積極的に参加し、チーム全体での支援を活性化する。なお、高齢者本人についての情報提供の在り方については、個人情報保護に十分配慮する必要があるが、高齢者虐待防止法に基づく対応は、個人情報保護法の適用から除外されることに留意し、キー機関でもある地域包括支援センターに必要な情報が遅滞なく届くよう、事業所間でのルール化が望ましい。

第4章 専門機関及び関係団体との連携

<高齢者虐待防止法>

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

高齢者虐待にも様々なケースがあり、また、その発生には様々な要因が複雑に絡み合っているため、地域包括支援センターや市の関係部署だけでの対応には限界があり、関係機関や団体等の協力や連携が必要になります。

高齢者虐待防止法の中においても、市町村の責務として、民間団体も含む関係機関との連携強化などの体制整備の必要性が規定されています。

1 高齢者虐待防止アドバイザー契約

高齢者虐待問題においては、地域包括支援センター職員や行政職員だけでは対応しきれない法的トラブルなど専門的な問題が含まれており、法律等の専門家の支援が不可欠です。

現在、岡山市と各団体との間で「岡山市高齢者虐待アドバイザー契約」を締結し、弁護士を含む専門家が、ケース会議や電話等で、地域包括支援センター職員や行政職員に対し、高齢者虐待の個々の事例についての専門的助言を行っています。

(1) 業務内容

- ① 各地域包括支援センターのケース会議での専門的助言
- ② 行政職員及び地域包括支援センター職員からの電話による専門的相談
- ③ 行政職員及び地域包括支援センター職員と現場への同行訪問
- ④ 市長による成年後見申し立てに関する相談

(2) チーム編成

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士の計12名
(各地域包括支援センターにそれぞれ配置)

2 岡山市高齢者虐待防止連絡会

平成20年3月に市に事務局を設置し、岡山市高齢者虐待防止連絡会を発足しました。

福祉、保健、医療、司法、警察、行政等の関係機関の代表者で組織し、高齢者虐待防止に関する情報交換等を行うことにより、高齢者虐待の防止、早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応がスムーズに行うことができるようにします。

岡山市高齢者虐待防止連絡会の構成団体（令和7年8月時点）

岡山県介護支援専門員協会
岡山県看護協会
岡山県行政書士会
岡山県司法書士会
岡山県社会福祉士会
岡山市地域包括・在宅介護支援センター協議会
岡山県老人福祉施設協議会
岡山市医師会
岡山市内医師会連合会
岡山市居宅介護支援事業者連絡協議会
岡山市社会福祉協議会
岡山市地域包括支援センター
岡山市民生委員児童委員協議会
岡山人権擁護委員協議会
岡山弁護士会
岡山家庭裁判所
岡山地方法務局
岡山県警察本部
岡山中央警察署
岡山西警察署
岡山南警察署
岡山東警察署
岡山北警察署
赤磐警察署

岡山市高齢者虐待防止連絡会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の規定に基づき、市及び地域の関係機関等の連携により、高齢者に対する虐待を防止するため、岡山市高齢者虐待防止連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者虐待防止のための関係機関相互の連携・情報交換に関すること。
- (2) 高齢者虐待防止の普及啓発に関すること。
- (3) その他高齢者虐待防止について必要な事項。

(組織)

第3条 連絡会は、構成員30人以内をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、その関係機関の長又はその長が推薦するものをもって構成する。

- (1) 福祉、保健、医療、司法、警察、行政等の関係機関等の代表者
- (2) その他市長が必要と定める者

(会議)

第4条 連絡会は、事務局が必要に応じ招集する。

2 構成員が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 連絡会の構成員及び会議に出席した者は、連絡会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第6条 連絡会の事務を処理するため、事務局を岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は事務局が構成員と協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

岡山市在宅高齢者虐待対応フローチャート

虐待の疑い（ニーズキャッチ）（広報・啓発 法第3条第3項、周知 法第18条）（早期発見 法第5条）

→ 通常の流れ
 - - - 必要時
 - · - · 継続支援
 ····· 報告

本人・家族
 地域住民・民生委員
 介護老人福祉施設
 介護支援専門員

虐待の疑い

警察
 他の行政機関
 サービス事業者
 医療機関 ほか

地域・関係機関からの情報提供（通報 法第7条第1項及び第2項）

相談窓口

地域包括支援センター

事実確認

「安全確認及び事実確認」

- ☆地域包括支援センター
 - 関係機関等からの情報収集
 - 訪問調査による情報収集
 - 情報の集約・共有
- ☆地域包括ケア推進課
 - 親族関係調査
 - 関係機関からの情報収集
 - (法第9条第1項)

対応と支援の検討

「高齢者虐待防止アドバイザー会議の開催」

- ・高齢者虐待の判定、情報の共有、事例の分析、課題の明確化
- ・援助方針・支援内容・各機関の役割・担当当事者・連絡体制等の決定（コアメンバー、事例提供メンバー、専門家等）

※ 事実確認後速やかに召集（協議 法第9条第1項）

「コアメンバー会議開催」

生命又は身体に重大な危険が生じている場合の立入調査実施の決定並びに警察署長に対する援助要請等の決定を行う。

メンバー：地域包括ケア推進課、地域包括支援センター等

緊急性がある場合

「立入調査」

- ☆地域包括ケア推進課等（行政職員）
- ・安全確認
- ・緊急性の判断
- ・養護者等の状況把握（法第11条第1項、法第12条第1項）

アドバイザーからの支援

支援の実施

【既存の枠組みで対応が可能と判断されたとき】

- 継続した見守りと予防的な支援
- ケアプランの見直し
- 社会資源の活用による支援
- 介護技術等の情報提供
- 問題に応じた専門機関による支援

【より積極的な介入が必要と判断されたとき】

- 養護者との分離を検討（入院・措置入所）
- 生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくことと重大な結果を招くおそれが予測される場合、あるいは他の方法では虐待の軽減が期待できない場合など

「関係機関・関係者による援助の実施」

（相談・指導及び助言 法第6条）
 （擁護者への支援 法第14条第1項）

【やむを得ない事由があると認められる場合】

「やむを得ない事由による措置」（措置 法第9条第2項）

- 養護老人ホーム ●特別養護老人ホーム
- ＜福祉事務所長決定＞

「モニタリング」 定期的な訪問等による

「ケース会議による評価」

援助方針、内容、各機関の役割の再検討
 高齢者虐待防止アドバイザー会議（毎月開催）

報告

「岡山市高齢者虐待防止連絡会」

（年1回程度）

- 虐待防止に関する状況報告
- 虐待防止についての意見交換
- 協力体制の確認

（連携強化・体制整備 法第3条第1項）

援助の終結

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成十七年法律第二百二十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的

な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定によ

り当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長

は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者

の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養

介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日二から五まで 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定に

よる改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前的高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
- 3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十二条の十二、第一百五十二条の二十二第一項及び第一百五十二条の四十五の改正規定、同法第一百五十二条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十二条の四十六及び第一百五十二条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十二条の四十八を同法第一百五十二条の四十九とし、同法第一百五十二条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十二条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百四十一条の見出し及び同条第一項、第四百四十八条第二項、第五百五十二条及び第五百五十三条並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項

の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待(以下「虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所(以下「養介護施設等」という。)の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 養介護施設等の名称、所在地及び種別

二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。)又は要支援状態区分(同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。)その他の心身の状況

三 虐待の種別、内容及び発生要因

四 虐待を行った養介護施設従事者等(法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 虐待があった養介護施設等の種別

二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。